

物品・役務等に係る入札参加資格審査の 営業品目の共通化について

地方公共団体の意見(総括)

大分類	● 約4割の都道府県及び約8割の市区町村が、たたき台の大分類のみを営業品目として採用することができる(小分類不要)と回答。 ● 一方で、以下の理由により、指名競争入札及び随意契約を行う際に事業者を適切に選定できなくなるなどとして、たたき台の大分類のみを営業品目として採用することはできないとする意見がある。 ・ 大分類のみでは、営業品目数が少ない。(=小分類を設ける必要) ・ 大分類の営業品目数が多い。(=大分類の営業品目数を少なくする必要)
小分類	● たたき台の小分類程度の営業品目数が必要であるとする意見があった一方、意見提出団体の多くが、小分類の営業品目数が多いと回答。
その他	● 営業品目の定義を定める必要。日本標準産業分類や生産物分類を参考にすることが考えられる。 ● 測量・建設コンサルタントの資格と重複しないよう調整する必要。



共通化の方向性(案)

- 営業品目については、共通の大分類と小分類を設けるとともに、大分類を採用することを基本(共通申請項目)としつつ、地方公共団体の判断により、小分類を採用できる(選択申請項目として事業者に申請を求めることができる)こととするか。
- 地方公共団体において、契約の相手方を適切に選定できるようにするとともに、事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点から、大分類及び小分類の営業品目数について、たたき台から縮減させることを検討するか。
- 共通の営業品目を作成するためには、地方公共団体ごとに異なる営業品目の要件・定義を共通化する必要がある。この点、総務省が定めている「生産物分類(2024設定)」(統計相互の整合性や比較可能性の向上を図ることを目的として定めている財及びサービスの分類)を基に、共通の営業品目を再検討することが考えられるか。
- 再検討に当たっては、測量・建設コンサルタントの資格との重複がないよう、地方公共団体における営業品目の設定の実態を踏まえて、営業品目ごとに適切に分類する必要があるか。

※令和6年3月18日総務省政策統括官(統計制度担当)決定

- 「生産物分類」とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスについて、主にその質又は用途の違いに着目して分類したものであり、統計法に基づく統計基準である「日本標準産業分類」等とともに、統計相互の整合性や比較可能性の向上を図ることを目的としたもの。
- 本分類における生産物とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスである。本分類における生産物には、有形財(輸送可能財・輸送不可能財(建物等))、無形財(ソフトウェア、研究開発、特許権、商標権、著作権等の知的財産)及びサービスが含まれる。一方で、土地及び金融資産・負債は本分類における生産物には含まれない。

日本標準産業分類 (令和5年7月告示) (大分類)	生産物分類 (2024年設定)	
	統合分類	詳細分類
A 農業、林業	43	317
B 漁業	15	88
C 鉱業、採石業、砂利採取業	10	73
D 建設業	9	84
E 製造業	551	2,224
F 電気・ガス・熱供給・水道業	13	17
G 情報通信業	74	93
H 運輸業、郵便業	51	94
I 卸売業、小売業	349	1,276
J 金融業、保険業	39	80
K 不動産業、物品賃貸業	31	77
L 学術研究、専門・サービス業	53	140
M 宿泊業、飲食サービス業	4	12
N 生活関連サービス業、娯楽業	45	94
O 教育、学習支援業	21	45
P 医療、福祉	27	49
R サービス業(他に分類されないもの)	33	70
S 公務(他に分類されるものを除く)	1	1
主たる産業が特定されない生産物	8	11
複数の産業と対応する生産物	4	14
計	1,381	4,859

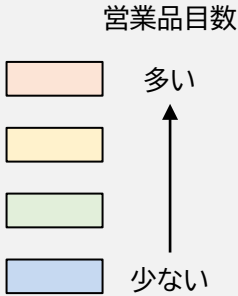
生産物分類(2024年設定)			日本標準産業分類(令和5年7月告示) (JSSIC)	
生産物分類コード	その他のコード	分類項目名	大分類コード	大分類名
57920100000	2	下着類(小売)	I	卸売業、小売業
57920100010	2	補整着(小売)	I	卸売業、小売業
57920100030	2	下着・肌着類(補整着を除く)(小売)	I	卸売業、小売業
57900100000	9	その他の衣服、繊維製身の回り品(毛皮製衣服、身の回り品を含む)(小売)	I	卸売業、小売業
57900100010	2	ネクタイ(ニット製を含む)(小売)	I	卸売業、小売業
57900100030	2	スカーフ、マフラー(ニット製を含む)(小売)	I	卸売業、小売業
57900100050	2	ハンカチーフ(小売)	I	卸売業、小売業
57900100070	2	襪下類(小売)	I	卸売業、小売業
57900100090	2	タイツ(小売)	I	卸売業、小売業
57900100110	2	手袋(小売)	I	卸売業、小売業
57900100130	2	帽子(小売)	I	卸売業、小売業
57900100150	2	毛皮製衣服、身の回り品(小売)	I	卸売業、小売業
57900100170	2	なめし革製衣服(合成皮革製を含む)(小売)	I	卸売業、小売業
57900100190	2	衛生衣服附属品(小売)	I	卸売業、小売業
57900109999	2	他に分類されない衣服、繊維製身の回り品(ニット製を含む)(小売)	I	卸売業、小売業
57120200000	9	寝具(寝着類、ベッドを除く)(小売)	I	卸売業、小売業
57120200010	9	ふとん(羊毛ふとん及び羽毛ふとんを含む)(小売)	I	卸売業、小売業
57120200030	9	毛布(小売)	I	卸売業、小売業
57120209999	9	その他の寝具(毛布を除く)(小売)	I	卸売業、小売業

営業品目数に係る検討

- 共通の営業品目数については、都道府県単位で共同受付を行っている地方公共団体の大分類・小分類の営業品目数を参考に検討することが考えられるか。

(検討会の構成員及び都道府県単位で共同受付を行っている地方公共団体における大分類及び小分類の数)

	物品※買受けも含む		役務		合計	
	大分類	小分類	大分類	小分類	大分類	小分類
たたき台	42	574	37	436	79	1,010
愛知県(共同受付)	39	257	16	131	55	388
滋賀県	33	330	24	189	57	519
千葉県(共同受付)	31	233	18	151	49	384
盛岡市(共同受付)	16	62	11	89	27	151
町田市(共同受付)	30	383	32	226	62	609
粕屋町	13	—	8	—	21	—
山梨県市町村総合事務組合 (共同受付)	31	122	15	92	46	214
群馬県(共同受付)	35	214	18	129	53	343
埼玉県(共同受付)	42	596	7	82	50	678
神奈川県(共同受付)	61	417	35	180	96	597
長野県(共同受付)	12	67	32	—	13	99
大分県(共同受付)	24	175	11	83	35	258
共同受付団体の平均	32	253	20	129	49	372



※資格の区分(物品の製造、物品の買受け、役務の提供等)を大分類としている団体については、その下位の分類を大分類とみなして計上している。
※滋賀県については、上記のほか、中分類(203項目)を設定している。
※長野県の「役務」「大分類」については、同県が設定している「中分類」の数を計上している。(同県は「大分類」を1項目、「中分類」を32項目設定。)

営業品目数に係る検討(続き)

- 営業品目の大分類及び小分類の数について、都道府県単位で共同受付を行っている地方公共団体における設定状況を踏まえ、以下の品目数で案を作成することとしてはどうか。

※ なお、本案は、「生産物分類(2024年設定)」(令和6年3月総務省政策統括官(統計制度担当))を基に、同分類の各「統合分類」及び「詳細分類」を参考に作成する。

(品目数の目安)

物品

目安	大分類	備考
A	41 品目	品目数の多い地方公共団体を参考に設定
B	31 品目	品目数が中程度の地方公共団体の平均
C	13 品目	品目数が少ない地方公共団体の平均程度

目安	小分類	備考
a	350 品目	品目数の多い地方公共団体を参考に設定
b	230 品目	品目数がやや多い地方公共団体の平均
b′	150 品目	品目数がやや少ない地方公共団体の平均
c	65 品目	品目数が少ない地方公共団体の平均

役務

目安	大分類	備考
A	30 品目	品目数の多い地方公共団体を参考に設定
B	16 品目	品目数が中程度の地方公共団体の平均程度
C	10 品目	品目数が少ない地方公共団体の平均程度

目安	小分類	備考
a	190 品目	品目数の多い地方公共団体を参考に設定
b	130 品目	品目数が中程度の地方公共団体を参考に設定
c	87 品目	品目数が少ない地方公共団体の平均

共通の営業品目の案の作成

- 次の手順により、共通の営業品目の案を作成。

大分類の案の作成方法

1. 構成員及び都道府県単位で共同受付を行っている地方公共団体(以下「共同受付団体」という。)のうち品目数の多い団体(物品:41品目、役務:30品目)が採用している大分類の名称及び品目数を参考に同程度の品目数で案1を作成。
2. 1で作成した案1と構成員及び共同受付団体のうち品目数が中程度の団体(物品:31品目、役務:16品目)の品目を比較し、これらの団体が採用している大分類の名称及び品目数を参考に、案2を作成。以下、同様に各案を作成。

小分類の案の作成方法

1. 物品・役務について、それぞれ以下の方法で一覧を作成。
 - 物品については、「生産物分類(2024年設定)」中「卸売・小売業」に分類されている「統合分類」「詳細分類」及び意見照会で追加すべきとの意見があった品目のうち生産物分類に含まれていない品目(例:給食用材料等)を一覧化。
 - 役務については、「生産物分類(2024年設定)」中、分類項目名が「〇〇サービス」※とされているもの及び意見照会で追加すべきとの意見があった品目のうち生産物分類に含まれていない品目(例:除雪等)を一覧化。
 - ※ 統合分類に分類されている「建設コンサルタントサービス」、「測量サービス」、「地質調査サービス」、「補償コンサルタントサービス」については、国の営業品目の分類に合わせて、測量・建設コンサルタントとして別途検討することとし、役務の品目に含まない。
2. 1で作成した一覧と構成員及び共同受付団体のうち、品目数の多い団体(物品:350品目程度、役務:190品目程度)の品目を比較し、これらの団体が採用している品目※1※2を一覧から抽出して、案1を作成。※3
 - ※1 生産物分類において、1つの品目として分類されているものであっても、構成員及び共同受付団体が複数の品目に分けて設定しているもの(例:建物保全管理サービス等)については、複数の品目に分けて設定している。
 - ※2 一覧に掲げられた品目のうち、構成員及び共同受付団体が採用していない品目は、案の小分類「その他」に含む(他の案においても同様)。
 - ※3 小分類の名称については、「生産物分類(2024年設定)」における名称を使用している。生産物分類で設定されていない品目については、構成員及び共同受付団体の採用している名称を参考に作成(他の案においても同様)。
3. 2で作成した案1と構成員及び共同受付団体のうち、品目数が中程度の団体(物品:230品目程度、役務:130品目程度)の品目を比較し、これらの団体が採用している品目を案1から抽出して、案2-1を作成。以下、同様に各案を作成。

営業等の許可・認可・登録等の証明書等について

営業等の許可・認可・登録等の証明書等の案の作成方法

- 構成員及び共同受付団体が提出を求めている営業等の許可・認可・登録等の証明書等(以下「許可証等」という。)及び意見照会で追加すべきとの意見があった許可証等を参考に、小分類の品目ごとに当該品目について申請する場合に提出を求める許可証等を設定。

(営業等の許可・認可・登録等の証明書等の取扱いについて)

- 許可証等の中には、**任意の登録制度であるもの**や構成員や共同受付団体においても**提出を必須ではなく任意としているもの**(指名競争入札時の指名の参考として提出を求める場合)があることから、**一律に提出を必須として共通化することは適当ではないと**考えられるか。これを踏まえ、許可証等については、提出を必須とせず、**案で示した許可等を事業者が受けている場合に提出を求めることとするか。**※

※ 1つの営業品目中に複数の許可証等が設定されている場合は、事業者が入札参加を希望する契約に係る許可証等を提出する。

- **各地方公共団体の長等が許可等権者である場合**(例:産業廃棄物処分業許可であれば、都道府県、政令市及び中核市の長)は、**事業者が資格を希望する全ての地方公共団体で必要となる許可証等の提出を求めることとするか。**
- 技術者の資格者証(例:電気主任技術者免状、昇降機検査員資格者証等)については、「許可証等」として、事業者の申請する営業品目ごとに併せて提出を求めている団体もあるところ、共通の申請項目・必要書類案において、
 - **選択申請項目案として技術者資格を有する人数**
 - **選択必要書類案として技術者の資格者証(技術者が複数名の場合は1名分)**を設定していることから、本「営業等の許可・認可・登録等の証明書」には含めていない。

共通の営業品目の案

物品

	大分類	備考
案1	41品目	項目数の多い地方公共団体を参考に設定
案2	31品目	項目数が中程度の地方公共団体の平均
案3	13品目	項目数が少ない地方公共団体の平均程度

	小分類	備考
案1	354品目	項目数の多い地方公共団体を参考に設定
案2-1	228品目	項目数がやや多い地方公共団体の平均程度
案2-2	153品目	項目数がやや少ない地方公共団体の平均程度
案3	74品目	項目数が少ない地方公共団体の平均程度

役務

	大分類	備考
案1	30品目	項目数の多い地方公共団体を参考に設定
案2	16品目	項目数が中程度の地方公共団体の平均程度
案3	10品目	項目数が少ない地方公共団体の平均程度

	小分類	備考
案1	174品目	項目数の多い地方公共団体を参考に設定
案2	134品目	項目数が中程度の地方公共団体を参考に設定
案3	94品目	項目数が少ない地方公共団体の平均程度

- 以上の案について、いずれの案を採用することが適当であると考えるか。
- また、上記の考え方のほか、その他に検討すべき事項はあるか。